

# 第46回 茨本市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和4年5月20日(金曜日)  
午前9時05分から

◇ 場 所 南館8階 特別会議室

---

## 《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等  
について

(2) その他

3 閉 会

---

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和4年5月18日付け災対第1437号で示された「府民等への要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

### 記

#### 1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について

- (1) 期 間：令和4年5月23日～当面の間
- (2) 対 応：適切な感染防止策等（※）の実施を条件とします。
- (3) その他：市主催（共催含む）のイベント等、公共施設の休館等（別添のとおり）については市ホームページ等で周知します。

#### 2 参考資料

令和4年5月18日付け災対第1437号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて」

※：適切な感染防止策等（府民等への要請より）

▶ イベント開催の要件は以下のとおり

	感染防止安全計画策定 ※3	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限 ※2	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
収容率 ※2	100% ※4	大声なし：100%、大声あり：50% ※5

◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること

◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること

◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底

◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染症対策の徹底や直行直帰を行うこと

※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む

※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること

※3 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義

※6 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		4/25 ～5/22 (前回)	対策等	5/23 ～ 当面の間	対策等
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎	○		○	
	北辰出張所	○		○	
斎場		○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。	○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。
福祉文化会館（オーシアター）		○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
市民総合センター（クワイエットセンター）		○		○	
教育センター		○	感染予防対策を徹底した上で、貸室を行う。	○	感染予防対策を徹底した上で、貸室を行う。
消費生活センター		○		○	
市民活動センター		○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。	○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。
男女共生センターローズWAM		○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
生涯学習センターきらめき		○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
保健	保健医療センター	○	感染症予防対策を徹底する。	○	感染症予防対策を徹底する。
	こども健康センター	○		○	
東保健福祉センター		○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。	○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。
西保健福祉センター		○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。	○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。
南保健福祉センター		○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。	○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシアブラザいばらき	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	福井多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	葦原多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	沢池多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	西河原多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	南茨木多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	いきいき交流広場	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保した上で実施する。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保した上で実施する。
	コミュニティデイハウス	○	食事中の会話を禁止した上で食事の提供を実施。カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施する。	○	食事中の会話を禁止した上で食事の提供を実施。カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施する。
障害者（児）福祉	障害福祉センターハートフル	○	歌唱・高唱での貸室利用は、定員を50%に削減する。	○	歌唱・高唱での貸室利用は、定員を50%に削減する。
	障害者就労支援センターかしの木園	○	感染予防に留意しながら事業を実施	○	感染予防に留意しながら事業を実施
	障害者生活支援センターともしび園	○		○	
	あけぼの学園	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ
	ずくずく親子教室	○	見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施	○	見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施
子育て支援	子育て支援総合センター	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。
	子育てすこやかセンター	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		4/25 ～5/22 (前回)	対策等	5/23 ～ 当面の間	対策等
体育館	市民体育館	○		○	
	福井市民体育館	○		○	
	南市民体育館	○		○	
	東市民体育館	○		○	
プール	西河原市民プール	○		○	
	中条市民プール	×	夏期のみ開場	×	夏期のみ開場
	五十鈴市民プール	○		○	
運動広場・グラウンド・庭球場等	東雲運動広場グラウンド	○		○	
	春日丘運動広場グラウンド	○		○	
	若園運動広場グラウンド	○		○	
	福井運動広場グラウンド	○		○	
	桑原運動広場グラウンド	○		○	
	桑原運動広場フットサル場	○		○	
	桑原ふれあい運動広場	○		○	
	中央公園北グラウンド	○		○	
	中央公園南グラウンド	○		○	
	島3号公園大グラウンド	○		○	
	島3号公園小グラウンド	○		○	
	西河原公園北グラウンド	○		○	
	西河原公園南グラウンド	○		○	
	若園公園グラウンド	○		○	
	水尾公園グラウンド	○		○	
	沢良宜公園グラウンド	○		○	
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	○		○	
	東雲運動広場庭球場	○		○	
	春日丘運動広場庭球場	○		○	
	福井運動広場庭球場	○		○	
	桑原運動広場庭球場	○		○	
	若園公園庭球場	○		○	
	西河原公園北庭球場	○		○	
	西河原公園南庭球場	○		○	
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	○		○	
	郡山公園庭球場	○		○	
	西河原公園屋内運動場	○		○	
	春日丘運動広場弓道場	○		○	
	IBALAB@広場	△	カフェと広場のイベントについては大阪府の要請に従って運営を行う。	○	

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		4/25 ～5/22 (前回)	対策等	5/23 ～ 当面の間	対策等
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘		○		○	
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。	○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。
	中津コミュニティセンター	○			
	庄栄コミュニティセンター	○			
	水尾コミュニティセンター	○			
	郡コミュニティセンター	○			
	西河原コミュニティセンター	○			
	穂積コミュニティセンター	○			
	畑田コミュニティセンター	○			
	東コミュニティセンター	○			
	豊川コミュニティセンター	○			
	彩都西コミュニティセンター	○			
	三島コミュニティセンター	○			
	大池コミュニティセンター	○			
	春日コミュニティセンター	○			
	東奈良コミュニティセンター	○			
	沢池コミュニティセンター	○			
	山手台コミュニティセンター	○			
玉櫛コミュニティセンター	○				
公民館	茨木公民館	○	利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	○	利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。
	春日丘公民館	○			
	中条公民館	○			
	安威公民館	○			
	玉島公民館	○			
	福井公民館	○			
	清溪公民館	○			
	見山公民館	○			
	石河公民館	○			
	太田公民館	○			
	太田公民館分室	○			
	天王公民館	○			
	郡山公民館	○			
	耳原公民館	○			
	白川公民館	○			
西公民館	○				

## 市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		4/25 ～5/22 (前回)	対策等	5/23 ～ 当面の間	対策等
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	○		○	
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。	○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	○		○	
文化施設	文化財資料館	○		○	
	キリシタン遺物史料館	○		○	
	川端康成文学館	○		○	
	市立ギャラリー	○		○	
プラネタリウム(天文観覧室)		○		○	
青少年	上中条青少年センター	○	利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	○	利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。
	青少年野外活動センター	○	利用定員は50%以内とする。新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	○	利用定員は50%以内とする。新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。
図書館(富士正晴記念館含む。)		○		○	
里山センター(森の学び舎)		○	会議室等の貸室については、収容率の100%以下(条件あり)とする。芝生広場については、家族利用に限定。	○	会議室等の貸室については、収容率の100%以下(条件あり)とする。芝生広場については、家族利用に限定。
公園駐車場	彩都西公園、彩都あかね公園、彩都はなだ公園、耳原公園	○		○	

災 対 第 1437 号

令和4年5月18日

市 町 村 長 様

大阪府知事 吉村 洋文

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

大阪府では、1日当たり新規陽性者数は依然、第5波のピークを上回る3000人を超過した傾向が続いており、感染は十分に抑制されていません。また、病床使用率は20%弱で推移していますが、感染が拡大に転じれば医療提供体制がひっ迫し始めるものと考えられることから、今後も引き続き、感染予防対策の取組みの継続が必要です。

このような状況を踏まえ、本日、第76回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、5月23日から当面の間の府民等への要請等を決定いたしましたので、引き続き、感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

また、本会議で決定された要請内容等について、ホームページやSNS等での周知につきましても、ご協力いただきますようお願いいたします。

別添資料1 府民等への要請

別添資料2 第76回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

(ご参考)

対策本部会議の資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

[http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku\\_keikaku/sarscov2/76kaigi.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/76kaigi.html)

問い合わせ先

災害対策課 健康危機事象対策チーム

柴田・新井・細谷

06-6941-0351 (内線 4947、4955)

- 1 区域 大阪府全域
- 2 要請期間 令和4年5月23日から当面の間  
(ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断)
- 3 実施内容 次ページ以降のとおり

### 3 実施内容

#### ① 府民への呼びかけ (特措法第24条第9項に基づく)

- 感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底
- 高齢者の命と健康を守るため、高齢者※及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること  
※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む
- 高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること)
- 高齢者の同居家族が感染した場合、高齢者※の命を守るため、積極的に宿泊療養施設において療養すること  
※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること  
感染不安を感じる無症状者についても、検査を受診すること
- 会食を行う際は、以下のルールを遵守すること
  - ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨
  - ・マスク会食※の徹底※疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること
- 旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること

## ② 高齢者施設への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

- 面会時を含め、施設での感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること)
- 入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査(3日に1回)を実施すること
- 施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること

## ③ 医療機関への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

- 地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと
- 地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設の感染制御の支援を推進すること

#### ④大学等への要請（特措法第24条第9項に基づく）

- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること
  - ・ 旅行や、自宅・友人宅での飲み会
  - ・ 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

#### ⑤経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 業種別ガイドラインを遵守すること

⑥ イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む） （特措法第24条第9項に基づく）

➤ 主催者等に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

	感染防止安全計画策定 ※3	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限 ※2	収容定員まで	5000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
収容率 ※2	100% ※4	大声なし：100%、大声あり：50% ※5

- ◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること
- ◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること
- ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
- ◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰を行うこと

- ※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む
- ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること
- ※3 参加人数が5000人超かつ収容率50%超のイベントに適用
- ※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提
- ※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義
- ※6 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

## ⑦施設について（府有施設を含む） 飲食店等への要請（第24条第9項に基づく）

### 対 象 施 設

#### 【飲食店】

飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)

#### 【遊興施設】

キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

#### 【結婚式場等】

飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合

### 【全ての飲食店等への要請】

- 利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること
- カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること

### 【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】

- 同一グループ・同一テーブル4人以内  
（5人以上の入店案内は控えること）
- 利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること

## ●施設について（府有施設を含む）

### 飲食店以外への要請（法に基づかない働きかけ）

施設の種類	内 訳	働きかけ内容（1000㎡超の施設）
商業施設	大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施</li> <li>○ 感染防止対策の徹底</li> </ul>
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

## ●施設について（府有施設を含む）

### 飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	<b>【人数上限・収容率】</b> イベント開催時は、 イベント開催制限と同じ  <b>【その他】</b> （法に基づかない働きかけ） ○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施  ○ 感染防止対策の徹底
遊興施設	ライブハウス※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

## 概要

感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、認証制度。

## 対象

飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

## 認証基準

以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要

（例）・アクリル板等の設置（座席間隔の確保）

- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底、CO2センサーの設置
- ・症状のある従業員に対する「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨
- ・コロナ対策リーダーの設置 等

## 問合せ

感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター（開設中）

電話番号：06-7178-1371

開設時間：平日9時30分～17時30分



## 特措法に基づく要請等コールセンター

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

### 【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

受付電話番号：06-7178-1398

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

## 第 76 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

第 76 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要については次のとおりです。

1. 日時 : 令和 4 年 5 月 18 日 (水) 14 時から 14 時 45 分まで
2. 場所 : 大阪府本館 1 階 第一委員会室

**【結果概要】****(1) 現在の感染状況・療養状況等**

- 7 日間毎の新規陽性者数は、大型連休後にやや増加したが、5 月 14 日以降、前週同曜日を下回った状態が継続。ただし、陽性者数は依然、1 日 3,000 人を上回る高水準で発生。
- 府の直近 1 週間の変異株スクリーニング検査では、BA. 2 系統疑いの検出が約 97% であり、ほぼ置き換わったものと考えられる。
- 病床 (重症病床・軽症中等症病床) 使用率は、2 割弱で推移。
- 直近 1 週間の入院調整時の入院患者の年代割合は、70 代以上が全体の約 7 割。

**(2) 大阪府における感染拡大防止に向けた取組み**

- 新たな要請は、5 月 23 日から当面の間継続する。ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断する。
- 府民に対しては、感染防止対策 (3 密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等) の徹底に加え、高齢者の命と健康を守る対策を要請。会食については、「同一テーブル 4 人以内」「2 時間程度以内」の要件を解除し、「ゴールドステッカー認証店舗を推奨」及び「マスク会食の徹底」のルールを継続して要請。
- 高齢者施設及び医療機関に対しても、高齢者を守る対策を継続して要請。
- 飲食店等は、全ての店舗に、マスク会食の徹底等を要請。ゴールドステッカー認証を受けていない店舗には、「同一グループ・同一テーブル 4 人以内」及び「2 時間程度以内の利用を求めること」を要請。
- イベントの開催や、1,000 m<sup>2</sup>超の商業施設等については、これまでの要請内容を継続。

**(3) 「大阪モデル」について**

- 第六波で、感染性が高いオミクロン株の影響で大規模な感染が継続発生した。現在の大阪モデルは、デルタ株を前提としており、オミクロン株の特性に適合していないことから、見直しを行う。
- 具体的には、直近 1 週間の人口 10 万人あたり新規陽性者数について、警戒 (黄信号点灯) の目安を「35 人⇒明らかな増加傾向」に、非常事態 (赤信号点灯) の目安を「規定なし⇒明らかな増加傾向」にするなどの見直しを行い、5 月 23 日より適用する。
- 5 月 9 日以降、「警戒 (黄信号)」解除の目安を満たした状態が継続しており、現時点で明らかな増加傾向にないため、5 月 23 日に、「警戒解除 (緑信号)」に移行する。

**(4) その他**

- 今後の、医療・療養体制について、第 6 波を上回る感染拡大を見据え、オミクロン株の特性を踏まえた「オール医療」の体制構築を進める。今後の感染急拡大時に備えた更なる病床の確保を進めるとともに、全病院に対して自院での感染管理病床の備えを依頼。また、高齢者への医療・介護を充実するため、臨時の医療施設「高齢者医療介護臨時センター」を整備するとともに、コロナ受入病院が介護福祉士や理学療法士等の専門職を配置する場合の協力金を新設。
- 入居系・居住系の高齢者施設等のうち、コロナ治療に対応できる協力医療機関を確保している施設は 52.2%。引き続き、協力金の周知などによりコロナ治療に対応できる医療機関の裾野を拡大するとともに、協力医療機関が未確保の施設については、当面の間、往診協力医療機関または重点往診チームにより対応。

恐れいりますが、会議資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

[http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku\\_keikaku/sarscov2/76kaigi.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/76kaigi.html)

## <現行の大阪モデル(R3.11.26より見直しの上、運用) >

モニタリング指標	警戒の目安	非常事態の目安	非常事態解除の目安	警戒解除の目安
直近 1 週間の人口10万人あたり新規陽性者数	35人以上 (※ 1)	—	—	—
病床使用率 (重症・軽症中等症ともに確保病床数)	20%以上	50%以上	7日間連続 50%未満	7日間連続 20%未満
重症病床使用率 (府定義)	10%以上	40%以上	7日間連続 40%未満	7日間連続 10%未満
信号	上記いずれかが目安に達した場合 (※ 2) 黄	上記いずれかが目安に達した場合 赤	上記全てが目安に達した場合 黄	上記全てが目安に達した場合 緑

○ステージ移行については、指標の目安の到達状況を踏まえつつ、感染状況や医療提供体制の状況、感染拡大の契機も十分に考慮し、専門家の意見を聴取したうえで、対策本部会議で決定する。

(※ 1) 新規陽性者数が600人 (注) に到達した時点における「直近 1 週間の人口10万人あたり新規陽性者数」(ただし、前週増加比 2 倍 (過去の波の感染拡大当初の増加比) を想定)

(注) 「次の感染拡大期における保健所業務の重点化について」(第59回対策本部会議資料 4 - 2) におけるフェーズ 2 (感染拡大期) の新規陽性者数に基づく

(※ 2) 感染拡大傾向 (新規陽性者数の前週増加比が過去 4 日間連続で 1 を超過している場合) において、いずれかの指標が「警戒の目安」を満したした場合、即時に「警戒」にステージ移行し、対策本部長が府民等へ感染リスクの高い行動回避の呼びかけを行う。(感染拡大傾向にない場合には、「警戒」へのステージ移行については、対策本部会議で決定)

○まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の要請については、感染拡大速度や規模、病床ひっ迫状況等を踏まえ、対策本部会議において決定する。

○まん延防止等重点措置・緊急事態措置適用区域に指定・解除される場合は、対策本部会議を開催し、ステージ移行の可否を決定する。

### 【参考 上記モデル見直し時の考え方】

#### 【警戒】への移行

①直近 1 週間の人口10万人あたり新規陽性者数：保健所のひっ迫状況を考慮するため、感染規模を測る指標として設定。

②全体病床使用率・重症病床使用率：国の分科会提言において、レベル 3 における医療提供体制のひっ迫状況を測る指標として設定。

※感染拡大や医療提供体制への負荷の状況を早期探知するため、指標のいずれかが目安に到達した場合とする。

#### 【非常事態】への移行

「非常事態」は一般医療を相当程度制限する段階であることから、医療のひっ迫状況を指標とすることが適切であり、感染規模を測る指標は設定しない。

※「非常事態」へのステージ移行は、医療提供体制の負荷の状況を早期探知するため、指標のいずれかが目安に到達した場合とする。

#### 【非常事態解除】、【警戒解除】

医療提供体制のひっ迫状況の改善を担保するため、「7日間連続」とし、解除は指標の全てが目安に到達した場合とする。

## 大阪モデルの課題及び修正

### <第六波における感染・療養状況と大阪モデルで生じた課題>

- 第六波では、デルタ株に比べ**感染性が高い**（世代時間は約2日（デルタ株は約5日）に、倍加時間と潜伏機関も短縮等）**オミクロン株による影響で、過去に類をみない速度で感染が急拡大**（1/5-1/11：前週増加比8.25倍、1/12-1/18：5.21倍等）。その後、約1か月にわたり、1日あたりの新規陽性者数が1万人を超過する、**大規模な感染が継続発生**。

#### 【大阪モデルで生じた課題】

- 現行の大阪モデル「警戒（黄信号）」における感染規模を測る指標・目安「直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数35人以上」は、デルタ株の感染性を前提に作成**（R3.11.26運用開始）。  
⇒**オミクロン株の特性に適合していないことから、見直しが必要**。
- ※医療のひっ迫状況を測る指標及び目安である病床使用率や重症病床使用率については、従前どおり。

### <第六波を踏まえた大阪モデルの指標・目安の修正（適用日：5月23日）>

- 医療のひっ迫状況を測る指標（病床使用率・重症病床使用率）は感染拡大から遅れて増加することから、**医療のひっ迫状況を早期に探知するため、「警戒」への移行にあたっては、感染規模や感染拡大の速度を引き続き注視することが必要**。
- 今後も、新たな変異株が出現する可能性があり、**感染が小規模であっても重篤度が高く、医療提供体制が即時にひっ迫する恐れがあることや、その逆も想定**され、現時点においては、**目安をあらかじめ設けることは適当ではない**。

⇒**「警戒」の指標「直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数」の目安を「35人以上」から「明らかな増加傾向」に修正し、同様の内容を「非常事態」の指標にも追加**。【P3 修正Ⅰ・Ⅱ】

また、ステージ移行の条件については、**「直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数」かつ「病床使用率」または「重症病床使用率」の目安に達した場合とする**。【P3 修正Ⅲ・Ⅳ】

ただし、**「警戒」及び「非常事態」へのステージ移行については、病床使用率、重症病床使用率のいずれも目安に到達していない場合においても、感染規模や感染拡大の速度・機会の状況を踏まえ、今後の医療提供体制への負担が想定される場合は、専門家の意見を聴取したうえで、対策本部会議で決定**する。【P3 修正Ⅲ・Ⅳ】

なお、今後も、新たな変異株の出現やその特性等を踏まえ、必要に応じ、大阪モデルの見直しを検討する。

## 現行「大阪モデル」と「大阪モデル」修正（案）新旧対照表

モニタリング指標		警戒の目安		非常事態の目安		非常事態解除の目安	警戒解除の目安
		現行	見直し案	現行	見直し案		
①	直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	35人以上	明らかな増加傾向	—	明らかな増加傾向	—	—
②	病床使用率（重症・軽症中等症ともに確保病床数）	20%以上	20%以上	50%以上	50%以上	7日間連続50%未満	7日間連続20%未満
③	重症病床使用率（府定義）	10%以上	10%以上	40%以上	40%以上	7日間連続40%未満	7日間連続10%未満
信号		上記いずれかが目安に達した場合 黄	①かつ②または③の目安に達した場合（※） 黄	上記いずれかが目安に達した場合 赤	①かつ②または③の目安に達した場合（※） 赤	上記全てが目安に達した場合 黄	上記全てが目安に達した場合 緑

○ステージ移行については、指標の目安の到達状況を踏まえつつ、感染状況や医療提供体制の状況、感染拡大の契機も十分に考慮し、専門家の意見を聴取したうえで、対策本部会議で決定する。

（※）「警戒」及び「非常事態」へのステージ移行については、病床使用率、重症病床使用率のいずれも目安に到達していない場合においても、感染規模や感染拡大の速度・機会状況を踏まえ、今後の医療提供体制への負担が想定される場合は、専門家の意見を聴取したうえで、対策本部会議で決定する。

修正Ⅲ・Ⅳ

○まん延防止等重点措置または緊急事態措置の要請については、感染拡大速度や規模、病床逼迫状況等を踏まえ、対策本部会議において決定する。

○まん延防止等重点措置または緊急事態措置適用区域に指定・解除される場合は、対策本部会議を開催し、ステージ移行の可否を決定する。

## 「大阪モデル」修正（案）を第六波に当てはめた場合の状況

		見張り番指標 (感染拡大の兆候探知)	警戒（黄）	非常事態（赤）	非常事態解除 (警戒（黄）)	警戒解除（緑）
現行「大阪モデル」		1月6日	1月9日（注1）	1月26日	3月29日（注2）	5月9日（注3）
修正「大阪モデル」			<b>1月14日</b>			
各指標の目安の 到達日	全て満たした場合	①20・30代移動平均 1/6 ②20・30代移動平均 前日比 12/22	いずれか満たした場合 ①病床使用率 1/14 ②重症病床使用率 2/1	いずれか満たした場合 ①病床使用率 1/26 ②重症病床使用率 2/20	全て満たした場合 ①病床使用率 3/29 ②重症病床使用率 3/25	全て満たした場合 ①病床使用率 5/9 ②重症病床使用率 4/11

※現行及び見直し後いずれも、5月15日時点の全体確保病床数3,997床、重症病床確保数622床で積算した場合

（注1）1月9日に指標が目安に到達する見込みから、1月8日にステージ移行

（注2）「年度替わりの集中警戒期間」（3月22日～4月24日）の終了に伴い、4月25日に非常事態解除。

（注3）大型連休後の感染状況を注視する必要があることから、本部会議において、府民等への要請期間終了後の5月23日以降のステージ移行を判断。

## 【令和3年11月25日第61回対策本部会議決定事項（修正「大阪モデル」について）】

- ◆ ステージ移行については、指標の目安の到達状況を踏まえつつ、感染状況や医療提供体制の状況、感染拡大の契機も十分に考慮し、専門家の意見を聴取したうえで、対策本部会議で決定する。

## 【大阪モデルの状況】

- ◆ 5月9日に「警戒（黄信号）」解除の目安に到達したが、大型連休後の感染状況を注視する必要があることから、「警戒（黄信号）」を継続。

	警戒解除の目安	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18 (速報値)
病床使用率	7日間連続 20%未満	18.3%	17.1%	16.5%	17.0%	17.5%	18.1%	18.9%	19.3%	19.6%	19.4%
重症病床使用率	7日間連続 10%未満	3.4%	3.2%	3.4%	3.4%	3.2%	3.2%	3.2%	3.4%	3.2%	集計中
信号	上記全てが目安に達した場合 緑	7日目									
(参考) 直近 1 週間の人口10万人あたり新規陽性者数		188.01	198.47	222.68	245.90	265.69	257.15	248.66	242.52	239.02	集計中

### ○5月9日以降、「警戒（黄信号）」解除の指標が目安を満した状態が継続。

新規陽性者数については大型連休後、やや増加したものの、5月14日以降、前週同曜日をやや下回っており、現時点では明らかな増加傾向にはない。

よって、「警戒（黄信号）」から「警戒解除（緑信号）」に移行する。（適用日：5月23日（4/24～5/22までの府民等への要請期間終了後））

- 今後、新規陽性者数が再び増加傾向となり、「警戒（黄信号）」の目安に到達する場合や、病床使用率等が「警戒」の目安に到達していない場合においても、感染規模や感染拡大の速度・機会の状況を踏まえ、今後の医療提供体制への負担が想定される場合は、専門家の意見を聴取したうえで、対策本部会議において、「警戒（黄信号）」への移行を決定する。